**東海私立大学剣道連盟規約**

1. **総則**

（名称）

1. 本連盟は東海私立大学剣道連盟と称する。

（事務所）

1. 本連盟の事務所を愛知県内に置く。

（目的）

1. 本連盟は加盟大学相互の緊密な連携を図り、学生剣道の健全な発展に寄与せんとすることを目的とする。

（事業）

1. 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

　１）学生剣道大会の開催

　２）学生相互の合同稽古

　３）記録の収録並びに保存

　４）その他前条の目的達成のために必要と認めた事業

1. **組織**

（組織）

1. 本連盟は東海地区（愛知県・岐阜県・三重県・静岡県）に所在する私立大学の剣道部を以て組織する。

（加盟・脱退）

1. 本連盟に加盟および脱退する場合は、その必要事項を理事長に届け出て理事会の議決を経て、会長の承認を得ることを要する。

２．本連盟に加盟を希望する大学は、加盟申請願並びに本規約第７

条に定める書類を会長に提出しなければならない。

３．加盟を承認された大学は、本規約第１９条に定める団体登録費

を試合不参加でも納入しなければならない。

　　　　　４．加盟を希望する場合創部１年未満でも当該大学が剣道部と認めていれば、試合の出場を認める。ただし、同好会は認めない。

　　　　　５．脱退した大学の再加盟については、そのつど理事会において審議し決定する。

（登録）

1. 加盟大学は毎年４月末日までに次に掲げる事項を本連盟に報告しなければならない。

　１）名称

　２）所在地

　３）連絡場所並びに電話番号

　４）新年度役員名簿および部員名簿

　５）その他必要と認めた事項

２．前項について変更ある場合は直ちに本連盟へ報告しなければな

らない。

1. **役員**

（役員ならびに任期）

第８条　　　　本連盟に次の役員を置く。卒業生役員の任期は３年とし、学生役員の任期は１年とする。但し再任を妨げない。

　　　　　　１）会長　　　　１名

　　　　　　２）副会長　　　若干名

　　　　　　３）理事長　　　１名

　　　　　　４）副理事長　　若干名

　　　　　　５）理事　　　　若干名

　　　　　　６）会計監査　　２名

　　　　　２．本連盟は、名誉会長・相談役・参与を置くことができる。

（会長）

第９条　　　　会長は、理事会において推挙され本連盟を代表し、会務を総理　する。

（副会長）

第１０条　　　副会長は、理事会において推挙され会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

（理事長）

第１１条　　　理事長は、理事の互選に基づき、会長がこれを委嘱する。理事長は理事会を主宰する。

（副理事長）

第１２条　　　副理事長は、理事の互選に基づき、会長がこれを委嘱する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、これを代行する。

（理事）

第１３条　　　理事は各加盟大学の卒業生及び学生の中から選出され、理事会を構成する。

２．理事会は、必要により学生剣道の指導・育成に熱意があると認められる者を推薦し、会長がこれを理事として委嘱することができる。

（学生理事選出）

第１４条　　　学生理事は、１２月までに理事会において選任される。

（役員変更）

第１５条　　　役員が任期中に交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（会計監査）

第１６条　　　会計監査は理事会において推挙され、本連盟の会計を監査する。

**第４章　機関**

（機関）

第１７条　　　本連盟の機関として、理事会・学生幹事会を設ける。また、理事会の決定により補助機関を設けることができる。

（理事会）

第１８条　　　理事会は、名誉会長・会長・副会長・理事・会計監査・参与を以て構成する。

２．理事会は定期理事会・臨時理事会よりなる。

３．定期理事会は毎年１回開催し、予算・決算・事業報告・事業計

画その他理事会において必要と認めた事項を承認する。

４．臨時理事会は、必要と認めた時、会長がこれを招集する。

５．理事会は委任状を含む理事の３分の２以上の出席を以て成立し

出席理事の過半数を以て決議する。

（学生幹事会）

第１９条　　　学生理事を以て学生幹事会を構成し、理事会の決議事項に基づ

き本連盟の会務を執行する。

**第５章　会計**

（経費）

第２０条　　　本連盟の経費は、加盟大学の団体登録費・分担金・広告費・大会参加費（個人登録費）・寄付金および本連盟主催の事業の収益その他の収入を以てこれにあてる。

　　　　　２．団体登録費などの額並びに納入時期については別に定める。

（会計年度および予算・決算）

第２１条　　　本連盟の会計年度は毎年６月１日に始まり翌年５月末日に終わる。

　　　　　２．予算は学生幹事会において決議し、理事会の承認を得なければならない。

　　　　　３．決算は５月末日までに学生幹事会において決議し、会計監査の監査報告と共に理事会の承認を得なければならない。

**第６章　罰則**

（罰則）

第２２条　　　本連盟加盟大学または部員が、本規約に違反し本連盟の名誉を傷つけまたは秩序を乱した場合、本連盟は特別の委員会を設けてこれを調査し、その報告に基づき警告・権利の停止または除名を行うことができる。但し、除名の場合には理事会の議決により出席理事の４分の３以上の同意を要する。権利の停止は理事会の議決により解除することができる。

　　　　　２．本連盟への提出書類、登録費、大会参加費など遅延した場合、本連盟はその請求にかかる費用を請求できる。

**第７章　改正**

（改正）

第２３条　　　本規約の改正は、理事会の審議を以て決する。

**附則**

平成4年12月 9日　　　　制　定

平成6年12月10日　　　1部改正

平成9年12月10日　　　1部改正

平成27年12月4日　　 1部改正

**細則**

1. 本規約第２条による事務所を次に置く。

　　〒４５３－００３５　愛知県名古屋市中村区十王町11－22

1. 本規約第7条による本連盟加盟員の登録

　１）４年制大学は４回までとする。

　２）６年制大学は６回までとする。

２．転校の場合

転校により所属大学が変わった場合など、特別な場合には理事

会においてこれを審議する。

第３条　　　　本規約第２０条における団体登録費および大会参加費の額並びに納入時期は以下のとおりとする。

　　　　　　　１）団体登録費　　部員数１０名未満の大学　５,０００円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１０名以上の大学１０,０００円

　　　　　　　２）大会参加費　　１名あたり　　　　　　　１,５００円

　　　　　　　３）納入時期　　　連盟からの案内時（概ね毎年１月中旬）